

ご 案 内

当麻町融雪槽等設置事業補助金



この補助金は、冬期間における克雪対策と住環境の改善を図るため、新たに設置する融雪施設に対し、その設置に要する費用を補助するものです。

当麻町建設水道課

融雪槽等設置事業補助金の概要

対象となる融雪設備

(1) 融雪槽

- ・地下水・電気等を熱源として、地中に埋設固定した融雪設備
- ・落下防止の安全装置を備え、融雪水が雨水側溝等へ適切に排水されているもの

(2) 融雪機

- ・灯油バーナー等を熱源として、地中に埋設固定した融雪設備
- ・落下防止の安全装置を備え、融雪水が雨水側溝等へ適切に排水されているもの

(3) ロードヒーティング

- ・電気、温水等を熱源として、地中に埋設された発熱体により融雪を行なう融雪設備
- ・融雪水が敷地外に流れ出さないよう配慮されているもの
- ・歩道（道路敷地）部分をロードヒーティングする場合は、道路管理者の占有許可を受けているもの

※移動可能な融雪設備は、補助の対象外です。

補助の内容

(1) 個人及び事業所が設置する場合

融雪槽等の設置に要する費用の2分の1以内の補助金を交付します。

（ただし、補助金の限度額は30万円です）

(2) 2戸以上の共同で設置する場合

融雪槽等の設置に要する費用の3分の2以内の補助金を交付します。

（ただし、補助金の限度額は40万円です）

※補助金の額の決定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てします。

対象及び条件

- (1) 当麻町民及び当麻町内の事業所であること。
- (2) 新たに設置される融雪設備であること。
- (3) 融雪槽等の適正な維持管理ができること。
- (4) 設置場所が申請者の所有地であること。
（借地の場合、地主から設置の承諾を得ていること）
- (5) 町税等を滞納していないこと。

補助金の割当

補助金内示及び交付決定に当たっては、予算の範囲内において行います。

また、応募者多数の場合は、抽選となります。

※6月中旬のとりまとめ以降は、随時受付となります。

必要書類

【要望時】

- (1) 融雪槽等設置事業補助金要望書
- (2) 町税等を滞納していないことがわかる証明書（町外在住の方）

【交付申請時】

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 施工内訳書（位置図、施工図、見積書等）
- (3) 個人情報目的外利用に関する同意書
- (4) 委任状（2戸以上の共同で設置する場合）

【実績報告時】

- (1) 実績報告書
- (2) 工事請負契約書及び領収書の写し
- (3) 施工状況に係る工事写真
- (4) その他、町長が必要と認めた書類

問い合わせ

役場建設水道課管理係 ☎ 84－2111（内線152・153）

当麻町融雪槽等設置事業スケジュール

番号	期 日	内 容	
1	5 月上旬	町広報紙「我が郷土」により事業内容の周知	
2	〃	有線告知放送により事業内容の周知	
3	6 月中旬まで	補助金要望書の提出	申請者 → 当麻町
4	6 月下旬	補助金割当内示通知 (応募者多数の場合は抽選で決定)	当麻町 → 申請者
5	内示通知後	補助金交付申請書の提出	申請者 → 当麻町
6	申請内容審査後	補助金交付決定通知	当麻町 → 申請者
7	交付決定後	工事着工	
8	2 月末日まで	実績報告書の提出 (工事完了後、速やかに提出してください)	申請者 → 当麻町
9		完了確認及び補助金確定通知	当麻町 → 申請者
10		補助金支払い	当麻町 → 申請者

《 注意事項 》

- ・ 施工及び維持管理に関しては、設置者の責任で行なうこと。
- ・ 工事中は事故及びトラブルのないように注意を払うこと。
- ・ 補助金の交付回数は、1 件 1 回とする。
- ・ 道路敷地内に設置する場合は、道路管理者の占用許可を受けること。
- ・ 融雪槽を設置する場合は、投雪口に落下防止等の安全対策をすること。
- ・ 2 戸以上の共同で設置する場合は、代表者をもって申請すること。